

会員各位

自動車登録申請書の添付書類の有効期間延長について ～新型コロナウイルス感染対策～

7月13日 国土交通省から発表された通知に基づき、
下記のように対応させていただきます。ご理解とご協力をお願い致します。

対象：2021年11月30日までのドルフィネット成約分における譲渡書類

※印鑑証明書

※自動車使用の本拠地の位置および使用者の住所を証明する書面等
(住民票、戸籍謄本、登記事項証明書等)

対応：4月12日～10月11日の発行分については2022年1月12日迄有効

※書類到着期限は、2021年12月10日（金）迄の本部到着分とする。

※名義変更期限は、通常規定から変更ありません。

ご不明な点がございましたらDN書類までお問い合わせください。